

7-6 手数料等の額（法第 119 条）

P.331

7-6-1 手数料の額の積算方法（行政機関）

手数料の額は、政令第 31 条第 1 項の規定に基づき、次の①から③までに掲げる額に基づいて積算する。

- ① 基本事務（審査事務等）に対応する金額として 21,000 円
- ② 行政機関等匿名加工情報の作成の時間（職員の工数）1 時間まで毎に 3,950 円
- ③ 行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合に、当該委託を受けた者に対して支払う実費

(1) 基本事務に対応する金額

行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務を遂行するために必要となる提案の審査や審査結果の通知、契約の締結、成果物たる行政機関等匿名加工情報の提供など基本事務に対応する手数料として、提案 1 件当たり 21,000 円とする（※）。

（※）行政事務の効率化の観点と、個別の提案に要する事務に応じた公平な負担の観点のバランスを考慮しつつ、政令第 31 条第 1 項においては、次の事務を考慮して積算している。

- ・ 提案の審査の事務
- ・ 審査結果等の通知及び契約の締結の事務
- ・ 行政機関等匿名加工情報の提供の事務

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間に応じた金額

行政機関等匿名加工情報を作成するに当たっては、個人情報ファイルを管理運用している情報システムからのデータ抽出方法の設計及びデータ抽出の実行、加工のためのプログラムの設計及び加工処理の実行、成果物の検査等が必要となり、当該作成に必要なとされる工数（単位：人時）を見積もり、当該工数に時間単価 3,950 円を乗じた額とする。

(3) 作成委託をする場合

行政機関等匿名加工情報の作成に当たり、高度かつ専門的な加工を必要とする場合には、その作成を事業者へ委託することが考えられる。この委託に当たっては、専門技術を有するエンジニアなどの要員が必要となり、行政機関等において作成するよりも人件費が高額になる蓋然性が高くなると考えられることから、委託先の事業者に対して支払う費用を実費として手数料に加算する。

なお、作成の委託をする場合、行政機関等において委託手続をするために生じる事務（例えば、委託のための文書の起案・決裁等）に必要な時間については、作成に要する

時間に応じた金額（7-6-1「② 行政機関等匿名加工情報の作成の時間（職員の工数）1 時間まで毎に 3,950 円」を参照のこと。）に含まれ、委託を受けた者に対して支払う委託費については、行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合に委託を受けた者に対して支払う実費（7-6-1「③ 行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合に、当該委託を受けた者に対して支払う実費」を参照のこと。）として積算する（※）。

（※）同一の募集期間内に特定の個人情報ファイルに対して、全く同一の提案が複数あった場合は、作成に要した費用を各々案分し手数料を算定することとなる。